

令和7年度価格転嫁促進事業 業務委託仕様書

1 目的

昨今の原油価格の高騰や円安の進展等によるエネルギーや原材料価格、労務費の上昇は、県内事業者には大きな影響を及ぼしている。県内事業者の持続的な収益力向上や設備投資、賃上げを実現するためには、円滑な価格転嫁と適正価格での取引が必要不可欠であるが、原価計算や価格交渉の進め方が分からず、適切な価格転嫁ができていない県内事業者も多い。

一方、県内事業者における適切な価格転嫁の促進は、賃上げや新たな設備投資等の原資の確保や経済の好循環に結び付けることができる重要な取組である。

そこで、和歌山県では、価格転嫁の取組への理解を促進するセミナーを開催するとともに、原価計算や価格交渉の手法に精通した専門家を企業に派遣し、事業者の賃上げや価格交渉スキル向上の支援を行うことにより、県内事業者の適切な価格転嫁の実現を促進する。

2 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 予算上限額

3,200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 業務内容

(1) 価格転嫁促進のためのセミナー

県内事業者の価格転嫁・交渉に係る理解促進を図るため、価格転嫁の進め方についての基礎的な知識やノウハウ、優良事例に関するセミナーを企画し、開催すること。

なお、セミナーの開催に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

① セミナー開催時期

令和7年11月頃

② 受講者募集時期

令和7年10月頃

③ 開催形式

ハイブリッド形式(会場及びオンライン)

※ 会場は、和歌山市内とすること。

※ 開催に当たり、必要となる機材等は、すべて受託者側で手配すること。

④ 実施時間

2時間程度

⑤ 受講対象者

県内事業者

⑥ 募集人数

30名程度(会場)

※ オンラインの募集人数については無制限とする。

⑦ セミナー内容

セミナーの企画に当たっては、次に掲げる事項を盛り込むこと。

なお、セミナー内容については、県と協議の上、決定すること。

ア 制度・実務解説

価格転嫁に関する制度、価格転嫁交渉を行う上で準備すべきポイントについて解説すること。また、価格転嫁検討ツール等のサポートツールの内容についても併せて解説すること。

イ 優良事例紹介

価格転嫁に関する先進的な取組を実施している事業者に登壇を依頼し、価格転嫁に関する独自の取組を紹介すること。

なお、事業者の選定に当たっては、県内で割合の高い業種(製造業、卸売・小売業、宿泊・サービス業)に関連した事業者を3社選定すること。

ウ 質疑応答

エ アンケートの実施

セミナー終了後には、理解度や満足度等を調査するためのアンケートを実施すること。

なお、アンケートの内容については、県と協議すること。

⑧ 広報

セミナーの開催を事業者に周知するため、受講者を募集する際に必要となるチラシ等の広報資材を作成の上、積極的に広報を行うこと。また、作成した広報資材は県に提供すること。

⑨ その他

受講料については、徴収しないこと。

(2) 価格転嫁促進のための伴走支援

県内事業者における価格転嫁促進を図るため、専門家を派遣し、伴走支援を実施すること。

なお、伴走支援の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

① 実施時期

令和7年12月～令和8年3月頃

- ② 支援企業募集時期
令和7年11月頃
- ③ 実施形式
ハイブリッド形式(現地訪問形式又はオンライン形式)
※ 現地訪問形式における訪問先については、県内全域が対象となることに留意すること。
※ 実施に当たり、必要となる機材等は、すべて受託者側で手配すること。
- ④ 支援対象者
県内事業者
※ ただし、上記(1)のセミナーを受講した事業者を優先的に採択すること。
- ⑤ 支援社数
4社
- ⑥ 1社当たりの支援上限回数
4回
※ ただし、最低1回は現地訪問形式とすること。
- ⑦ 1回当たりの支援時間
2時間程度
- ⑧ 支援内容
県内事業者に対して専門家を派遣し、現状把握・分析、原価計算のほか、各事業者の状況に応じた価格交渉スキルの向上に資する支援を実施すること。
- ⑨ 専門家
伴走支援を行う専門家については、中小企業支援法(昭和38年法律第147条)に基づく中小企業診断士の資格を有していること。
- ⑩ その他
伴走支援においては、訪問及びオンライン面談のときだけでなく、それ以外のときでも、支援事業者から相談等があった際は、対応できる体制を構築すること。また、事前課題等を課すなど、面談時間を有効活用できるよう工夫すること。

5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次のとおりとする。

- (1) 人件費
専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等
- (2) 交通費
事業の実施に必要な交通費(電車代、タクシー代等)
- (3) 印刷製本費
テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

- (4) 消耗品費
事業の実施に必要な消耗品費
- (5) 通信運搬費
事業の実施に必要な通信運搬費(電話代、郵送代等)
- (6) 再委託費
事業の一部を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料
事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) 一般管理費
上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
- (9) 消費税及び地方消費税
上記経費に係る消費税及び地方消費税
- (10) その他
本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

6 成果報告物の納品

本業務が完了した際には、次のとおり成果報告物を提出すること。
なお、成果報告物の内容については、県と協議の上、決定すること。

- (1) 提出書類
 - ① 「4 業務内容」に関する実績報告書
 - ② 本業務委託経費収支予算書及び支出明細書
 - ③ その他、県が指示する資料
- (2) 提出先
和歌山県商工労働部企業政策局企業振興課
- (3) 提出期限
令和8年3月31日

7 個人情報保護

業務を遂行する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令遵守に加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

なお、関係者等に対し、メールによる連絡を行う場合は、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう、BCC機能により送信するなど、個人情報の流出防止に万全を期すこと。

8 機密保持等

- (1) 本業務を遂行するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。

なお、この項目については、上記2の委託期間終了後においても同様とする。

9 著作権等

- (1) 本業務の遂行により生じた著作権(著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。)は、すべて県に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物(写真等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に関する権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。

10 その他留意事項

- (1) 受託者は、県と連絡を密に取り、その指示に従うこととし、業務を遂行すること。また、疑義が生じた場合には、速やかに県に連絡し、指示を受けること。
- (2) 受託者は、業務の遂行に当たり、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。
なお、本仕様書に記載のない事項については、県と協議の上、業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗に関して、県に対して定期的に報告を行うこと。
- (4) 本事業実施に当たり、やむを得ない事情等により、使用内容に大幅な変更が生じた場合は、県と協議の上、契約変更を行うものとする。
- (5) 本業務に係る経費は証拠書類に基づき清算するため、証拠書類については適正に保管すること。